

## 東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、雨水貯留タンクを設置する者に対し、予算の範囲内においてその設置費用の一部を補助することにより、雨水の流出の抑制を図り、河川等からの浸水被害の軽減に寄与するとともに、水資源の有効活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 雨どいから雨水を一時的に貯留するための施設であって、地上据置型の貯水容量が100リットル以上のものをいう。
- (2) 建物 町内の住宅、店舗、工場等であって、雨水貯留タンクの設置が可能なものをいう。
- (3) 附帯設備 バルブ、配管、専用の架台等の雨水貯留タンク設置にかかる必要な機材をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら所有する建物に雨水貯留タンクを設置する者とする。ただし、東郷町税を滞納している者を除くものとする。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものの購入費用及びその設置に要する費用とする。ただし、設置に要する費用は、自ら設置した場合は経費の対象としないものとする。

- (1) 雨水貯留タンク
- (2) 附帯設備

2 前項各号に掲げるものは、市販されている未使用品でなければならない。

3 補助金の対象となる雨水貯留タンクは、同一建物につき1年度当たり1基までとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、15,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定による交付の申請は、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 設置場所の位置図

(2) 雨水貯留タンクの構造及び規格がわかる書類

(3) 雨水貯留タンク及び附帯設備の購入費用並びにその設置に要する費用を表示した見積書の写し又はこれに準ずる書類

(4) 雨水貯留タンクを設置しようとする箇所の写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは条件を付することができる。

2 規則第6条の規定による交付の決定通知は、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

3 町長は、内容の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めたときは、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金不交付決定通知書(様式第3)により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第7条に規定する交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金変更(中止)申請書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の変更又は中止の申請があったときは、速や

かにその内容を審査し、相当と認めた場合には、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金変更（中止）承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第10条の規定による実績の報告は、雨水貯留タンクの設置を完了した日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 雨水貯留タンク及び附帯設備の購入費用並びにその設置に要する費用を表示した領収書の写し
- (2) 雨水貯留タンク設置後の状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 町長は、規則第11条の規定により補助金の額を確定したときは、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金額確定通知書（様式第7）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の通知を受けた者は、速やかに東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付請求書（様式第8）を町長に提出し、町長はこれに基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 町長は、規則第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金交付決定取消通知書（様式第9）により通知しなければならない。

2 町長は、規則第14条の規定により既に交付した補助金を返還させるときは、返還の期日を定めて、東郷町雨水貯留タンク設置費補助金返還命令通知書（様式第10）により通知しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。